

政府は、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善するの必要を認め、今国会に一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第でありまして、改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりましたところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員について、その俸給を増額することとしておりますので、おむねこれに準じて、これらの報酬または俸給を増額することといたしてしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与等に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することといたしてしております。

これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様に、平成二年四月一日にさかのぼってこれを行うことといたしてしております。

なお、今回特別職の職員の給与に関する法律の調整手当に関する特例措置を廃止することといたしてありますので、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官並びに検事総長、次長検事及び検事長に支給する調整手当に関してこの特例措置に伴い講じられていた暫定措置を取りやめることといたしてあります。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の

一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(天原秀男) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより両案に対する質疑を行います。

○千葉景子君 きょうは、まず今趣旨説明がございました給与に関する法律案について質問をさせていただきます。というふうに思います。

まず、待遇が改善されていくというのは、これは決して私も否定するところではございません。ただし、裁判官、検察官という大変特殊な職務ということもございまして、そういう観点に立ちましてお尋ねをさせていただきます。というふうに思います。

この説明によりまして、裁判官、検察官の報酬とそれから一般職その他特別職の公務員の給与というのは体系上はばりリンクをされているという形になっております。これは、最高裁の長官と内閣総理大臣、これは三権のそれぞれ長ということもありまして、ある意味で対応関係にあるのかなという感じがいたしますけれども、例えば最高裁のその他の裁判官と検事総長として国務大臣と、こういう対応関係になっておりますし、東京高裁の長官、これは検察官のところはこれに対応する関係がなく、そしてあとは法制局長官が対応関係にある。その他の高裁の長官、東京高裁の検事長とこの検事長が政務次官と対応関係にある。

こういうような仕組みになっておりまして、あと一般職についても一般職の公務員と相対するような形でランク付がされているということになっております。

まず、それぞれどういう基準で、先ほど言ったように最高裁の長官と内閣総理大臣、これはある意味ではわかるような感じがいたしますけれども、その他の裁判官、検察官と公務員との対応関係というのはどういう基準で設けられているんで

しょうか。ちよつとその辺を簡単にいいいますか、わかりやすく説明いただければというふうに思います。

○政府委員(濱崎泰生君) お答えいたします。

裁判官の報酬につきましては、憲法で相当額の報酬を保障しなければならぬという趣旨が定められておりますが、それに沿いまして裁判官に相当額の報酬を支給するために特別職、一般職の給与体系とは一応別個の体系として樹立されているところでございます。

また、検察官につきましても、検察官が司法官に準ずる地位にあるものとして、裁判官と同様に司法作用に關与していることから、これと同様の水準を保つべく別個の給与体系がつくられているわけでございます。これは、戦後の国家公務員全体の制度のもとで給与体系がつくられました際に、一般の政府職員とは別の体系のもので、給与体系がつくられ、これが現在の裁判官報酬法、検察官俸給法として体系的には維持されているわけでございます。

ただいま御指摘がありましたように、金額の面におきましてはそれぞれ対応する関係にございませうけれども、これは今申しましたような裁判官及び検察官の職務の特殊性にかんがみまして、一般の政府職員とは相当程度優位の水準のものとして、戦後以来定立されておるところでございます。その額の定め方については戦後定立されましたその対比関係を一応基本的には維持しつつ現在の評価のものを一般行政官とリンクさせて決定しているということではないと思っております。

○千葉景子君 それぞれが独立の給与体系でその増額について一定の割合で増額をしているということなのだろうというふうに解釈をするわけなんです。これは細かいことになりましてけれども、例えば東京高裁長官とその他の高裁長官というの位置づけが若干違っている、あるいは東京高検検事長とその他の検事長はまたちよつと違ったランクに位置づけられる、それから高裁と高検、

これも必ずしも横並びではなくて、額として一段違いがある。こういうところは職務の内容とか特殊性等を含めてこういうそれぞれの位置づけになっているというふうな受けとめてよろしいんでしょうか。

○政府委員(濱崎泰生君) 全体といたしまして、御指摘のとおりであるというふうに考えております。

東京高裁の長官とそれ以外の高等裁判所の長官の間に給与の差を設けておりますのは、これは東京高裁は一定の重要な事件、例えば独禁法に基づく損害賠償請求でございますとか、特許庁の審決の取り消し事件とかそういった特殊な事件につきましては専属管轄を持っている、それに加えて規模も格段に大きいというところから、その長官の職責にそれなりの違いがあるのではないかと、このことから差が設けられているわけでございます。東京高検の検事長とその他の検事長の間にも、東京高検は独禁法違反事件の捜査でございますとか、逃亡犯罪人引き渡し請求事件における拘禁、審判の請求でございますとかそういった特殊の事件を専属的に所管しているということ、それから規模の大小というようなことからその職責の違いを認めている。また、高等裁判所長官と検事長の間に差がございまして、これは高等裁判所は民事、刑事広く事件を所管しておりますが、検察庁は刑事事件に関する捜査、公訴の提起、維持という刑事事件に限られている。そういった職務の範囲に伴う職責の重要性ということについて差を認めて、こういう取り扱いが維持されているということであると思っております。

○千葉景子君 先ほど御説明の中で、一応裁判官、検察官などの職務の特殊性から考えて一定の優位な給与体系といえますか、それをそれぞれが持っているというお話でございましたけれども、そのとおりにやはり裁判官、検察官については一般の公務員とは別なこういう法律がそもそも設けられている。そして、職務からいっても、公務員の中でも大変特殊性を持つ仕事であろうというふうに

私は思っております。独立性があり、それからいろいろの意味で時間的にもあるいは内容的にも大変激務であろうというふうに思うわけでございませぬけれども、この特別に設けられている法律の中で、一般職の公務員あるいは特別職の公務員、そういうものと違つた取り扱いというんでしようか、やはり職務の特殊性などを生かした手当であるとかあるいは中身、どういふところにその特殊性みたいなものがあらわされているんでしようか、あるいはそういう点を考慮されているんでしようか。そういう点はございませぬ。

○政府委員(濱崎泰生君) 基本的には先ほど御説明いたしましたように、その職務の困難性、職責の重大性にかんがみて、その報酬または俸給の額において一般の行政官より相当優位を保っている、これが基本でございませぬ。

そのほか手当等についてどういふ工夫がなされているかということもございませぬが、これは例えれば初任の裁判官、検察官につきましては、弁護士収入との格差を埋めるといふ観点から初任給調整手当といふものが支給されるということになっておるといふこと、あるいは超過勤務手当、それからいわゆる管理職手当につきましては、裁判官、検察官の職務態様の特殊性からこれに相当するものを報酬、給与の一部で評価いたしまして、超過勤務手当、管理職手当という形では支給しておらないというふうな点、それから、高等裁判所長官、次長検事、検事長につきましては、一般の裁判官、検察官と同様に寒冷地手当、単身赴任手当を支給している。こういった点におきまして、国家公務員の給与制度の枠内でその職務の特殊性を一定程度反映するといふような配慮がされておるところでございませぬ。

○千葉景子君 その体系のちよつと枠外にならうかというふうに思うんですが、司法修習生の給与というものが一応参考として挙げられているわけなんですけれども、この司法修習生の給与というのはどういふ位置づけで一定の額なり内容が決まれているんでしようか。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 司法修習生の給与につきましては、最高裁判所規則の司法修習生の給与に関する規則というのがございませぬ、そこで定められているわけでございませぬ。

司法修習生にも一般の国家公務員に準じた給与が支給されておりますが、今御質問のその基準でございませぬけれども、国家公務員採用一種試験、これは以前は上級甲種試験と言われていたものでございませぬが、その一種試験を通して採用された国家公務員が三年目、四年目に受ける給与のほば中間に位置する給与が支給されておるわけでございませぬ。

俸給表で申しますと行政職俸給表(一)の三級三号俸と四号俸のほば中間に位置する給与が支給されている、こういうことでもございませぬ。

○千葉景子君 それは、そこに位置づけるのが司法修習生の実態というところから妥当であらうということでもございませぬ。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) そのとおりでございませぬ、国家公務員採用試験と司法試験、若干性格は違いますが、大学卒業、法学部卒業生がともに受けるという試験でございませぬので、それほど隔たつた手当を決めるわけにはまいりませぬけれども、その中におきまして先ほど申しましたように若干の優位性を持って定められている、こういうことでもございませぬ。

○千葉景子君 とところで、裁判官や検察官については一定の特殊性を考慮した給与体系で運営がなされていることは大枠わかるわけなんでございませぬけれども、最近司法試験の改革問題などが実現の方向に進んでいるところでもございませぬ。そういう中で、その背景としては裁判官とかあるいは検察官、もともと有能な人材をふやしたいといふことでもあらうかというふうに思うんでございませぬ。

そういうときに、しばしば言われることに、例えば検察官などは余り弁護士と比べても意味はないというふうに思うんでございませぬ、やはり給与

なども含めて待遇の面などでももう少し改善をして、それによつて、重要な職務であり、それからまた大変難しい実態にもございませぬので、給与を含めたそういう改善を図らなければならぬ人材を確保していくべきではないか、こういう意見もないわけではございませぬ。そういうときに、なかなか給与自体を動かすといふのは難しいことであらうと思ひませぬし、高ければそれで済むといふものではないといふふうに思うんでございませぬ、先ほどから私も申しているような特殊性とかそういうことを生かして、この給与体系といふのを全くがらりと変えるといふことではありませぬが、何か工夫をすることかそういうことがあつてもおかしくはないのかなという感じがします。

○政府委員(堀田力君) 検察官が検察官たるにふさわしいという環境に置くといふことは、やはり検察官に任官していただくために大変重要な要素でございませぬ、委員御指摘のとおりでございませぬ。

その待遇環境といたしましては、一つは職務上の環境、もう一つは住宅等の環境とございませぬけれども、例えば職務上の環境といたしましては、まず部屋でありまして、これはやはりこういう執務室として立派な部屋をみんなに提供する、そしてそこにしっかりと補助者をつける、そういう形が大切であらうと考えまして、全国その方針でやつておられます。

さらに、最近是非常にOA化が進んでおられます、これも各検察官に一台ずつワープロを提供いたしまして、ワープロで効率的に仕事ができる、そういう形を整えておられますし、また各検察官に図書費等を給してございませぬ、これは図書も非常に重要な仕事の要素でございませぬので、それぞれが必要なものを用意するようにするといふ措置も講じておられます。

たるにふさわしいものにするように努めますとにも、一方、それぞれの住居につきましても、これは各地によつていろいろ事情は違ひがございませぬけれども、やはりそこにある程度は誇りを持って住めるような住居にいたしたいといふことで、これも努力しておるところでございませぬ。

○千葉景子君 なかなか給与自体のところは難しいやうなところも御様子でございませぬけれども、そういうところも含めて今後また検討していただきたいといふふうに思ひませぬ。

今そういう環境を整えていくといふ中の一つに、今回もいふか、この法律の中でも定められておりますが、単身赴任の問題というのが最近大きな社会問題にもなつていられるやうなふうにおもひます。これは多分、裁判官、検察官の皆さんについても当然同様の問題があるやうなふうにおもひます。

普通で言いますと、家族の問題であるとか御高齢者の問題であるとか、あるいは夫も妻もともに働いているとか、それから子供の教育、学校の問題であるとか、そういうことを含めまして、大変最近単身赴任がふえているといふふうにも言われていられるところもございませぬ。検察官や裁判官の皆さんもそういう問題と、やはり同じ仕事を御夫妻でなさつていられるというケースも大分あるんでないかといふふうに思うんでございませぬ、この単身赴任の問題、手当につきましては法律で十分に保障がなされているとは思ひますが、それ以外に単身赴任についてできるだけの配慮とかしていただく必要もあるんでないかといふふうに思ひます。

例えば、同じ裁判官や検察官でありますと、赴任先を何らか夫と妻で考慮するとか、あるいはその他にも住宅の問題であるとか学校の問題であるとか、そういう点など思ひつくことがあるんでございませぬ、そういう点については最近やはり十分に配慮が行き届いていられるやうか、どんな点について注意をなさつていられるやうか、問題に対処をなさつていられるのかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(堀田力君) 単身赴任は一つのいわば社会的に不幸な出来事でございますので、まずそういうことにならないようにすることが大事であろうと思っております。

先ほど委員より、夫婦ともに働いている検事の場合という例を挙げていただきましたけれども、例えば夫たる男性検事を和歌山地検に配置いたしました、妻たる女性検事は大阪地検の堺支部に置くという形、なるべく単身赴任が発生しないようにという努力を第一にいたしました上で、その後いろいろな家庭の事情、教育問題等で単身赴任をせざるを得ないというところに相なりまして、これは制度として単身赴任手当をいただきます、制度としてはそれが唯一のものでございまして、けれども、なるべくいろいろな精神面で援助するように、例えば互助会等を使って心がけるというような方策が現在のところは考えられない。

それで、結局、単身赴任しております者が一番心配いたしますのは残された家族、子供のことでございまして、これらの人々に対する適正な住宅の提供、転宅等についての補助、さらにはいろいろな面の連絡等、これは制度というわけではございませんけれども、検察庁の総務という組織を挙げまして可能な限りの援助をするということで現在のところは対応しておるのが実情でございます。

○千葉景子君 これはどうか女性が働き続けるという意味でも、大変いろいろな意味で問題になってくるところでもあろうかというふうに思いますが、女性裁判官、検察官の方もいらっしゃると思っておりますので、ぜひそういう点について今後十分の御配慮あるいは手当てをしていただきたらというふうに思うところでございます。

ちよつと時間も限られておりますので、法案につきまして以上をいたしましたので、法務大臣、先ほどごあいさつの中で問題になっております法務大臣の御発言について陳謝のお言葉がございました。私もきょうが初めてではございませんで、法務大臣には決算委員会なども通じまして何度か

問題点を指摘させていただいてきたところでございます。

先ほど御決意の中で、今後人権問題などの啓発に努め、こういう問題が起こらないようにしていきたいという御決意も述べられたところでございますけれども、ただやはり私は思いますので、いつも名前が出て恐縮でございますが、中曽根元総理から、あるいは渡辺美智雄氏も含めまして、どうして重ねてこういう発言が出てしまうのだろうかというところを大変残念に思っております。これは、それぞれ一人一人がこういう問題について注意をいただく、あるいは人権問題について考えを改めていただくということと同時に、政府として人権に対する、あるいはマイノリティーに対する認識というのがこれまで欠けているんじゃないか、基本的にそこ共通認識と共通の考え方というものが持たれてこなかったのではないだろうかというふうに思っております。そういう意味では、今後抜本的にこういう問題にどう認識を改めていくか、そしてそのためにはどういう具体的な対処をしていったらいいのか、そういうことが問われてくるんじゃないだろうかというふうに思っています。

私も前回、決算委員会の中でも、何かもっと具体的に、このマイノリティー問題あるいは人権問題に対処していくのにはどういうふうに具体的にやっていくのかということを質問させていただきました。これまでも御発言があるたびに陳謝はいたしますが、具体的なこの点で改善をされたとか、こういう取り組みをしたということなどがなかなか私にもは伝わってこないところがございます。そういう意味で、我が国では国際的な人権にかかわる条約の批准率なども大変まだまだ低いという状況もございまして、海部総理も取り組みを始めた子供の権利条約なども今後大きな課題であらうというふうに思っております。

そういう意味で何か、今後啓発に努めてまいりまして、そういうのみならず、それじゃ具体的に、まずこういうことから取り組んでみようというふうなことがあってしかるべきではないかというふうに思

うんですが、その点は、この間大分お時間もたつておりますし、法務大臣もいろいろとお考えになつたかと思うんですけれども、何か具体的に考えられるようなことはございませうでしょうか。

○国務大臣(梶山静六君) 私の発言問題で大変皆さん方に御迷惑や御心配をおかけしたことを冒頭おわびを申し上げたわけでございますが、確かに委員御指摘のとおり、たび重なるというか、それぞれの方々が人権問題あるいはその他の問題の差別、そういうものにとられる発言を繰り返している、それはどういふことなんでしょうということをお私の問題を通じて私なりに、自分の口で言うのもおこがましいことではございますが、真摯に今反省をし、そして私なりの考えられる点、そして私に對するいろいろな意味で内外からの御叱正、そういうものを私なりに受けとめて、これをどう私なりにそしてよくしていくかという問題に今懸命に私自身も取り組んでおります。

残念ながら、数十年というか六十年來、私の心に情性としてでき上がったものが、ただか三ヶ月程度ですぐに抜けたとは思いません。しかし、懸命なそういう努力を今私にしているなかでございまして、そしてようやく私自身も、あの当時不用意という言葉を使いましたけれども、不用意ということよりもその発言自身がいわば差別を受けたという感じの相手方に大変な実感は疎外感ということになり、そういうものを与えてしまったということになり、最近私なりに感づくことができるようになっていまして、これからそういうものをどう除去していくか、これが私自身のまず心の問題とこれからの言動の問題だろうと思っております。

それから、私の体験をこうやってひとときとすると、やはり日本人自身が国際化を進めていく上にどういふ基本的な認識を持たなければならぬか、そういうことでありますので、人権擁護局に指示をいたしました。それから、いろいろな人権問題やあるいはマイノリティー問題、それぞれの問題に對する啓発、そういう活動を具体的に起こしてほしい。特に私は、若いあるいは若い方々からそ

ういふ問題を始めないと一朝にしてできるものではないというところが私自身の体験を通じて感ずるわけでございませうので、そういうものに真摯に取り組んでいかねればならぬということ、よくよく最近そういうものに取り組む方を指示し、ことしの秋もついでこの間行つたばかりであります、さらにそういうものを拡大する、一法務省の運動というよりもこれは教育界にも、あるいはいろいろな意味での広範な社会運動の中にそういうものを定着させなければならぬというふうに感じております。

○千葉景子君 これはぜひ本当に政府が、法務大臣なども含めてですが、真剣に取り組んでいただくべきことであらうというふうに思っています。ただし、法務大臣として、やはりこれだけ国内そしてさらには国際的にもいろいろな意味での問題を、波紋を生じせしめたということになりますと、今後真摯に本當に取り組んでいただくということもとても重要なことではございますけれども、やはり国民に對してあるいは国際的な関係に關して一度明確な責任をおとりになる必要があるんじゃないか、そこから改めてこういう問題について国民に對してもそして政府内部でもゼロからもう一度考え直すということが私は必要なんじゃないか、そういうわけが必要なんじゃないかというふうに思っています。そういう意味で、法務大臣として明白なわかりやすい責任のとり方ということがおありなんじゃないかと思っておりますが、お考えはどうでしょうか。

○国務大臣(梶山静六君) 過般、衆議院の法務委員会でも率直なそういう御指摘をちょうだいしてまいったわけでありますが、私はやはりみずから責任というものはそれぞれの皆さん方の御意見と野党を問わず、あるいは各界各層の方々の意見を今私なりに分析をいたして、責任とはどういふものなのか、公人としての責任のとり方、そのことと自身は私の心の中に深く今苦悩をしながら、そして前段に申し上げたようなことを定着させることによつて一つは責任を負うべきである。それによ

降のことに申しましたは、どうか私の心の中で決めることでございますので、御意見のあることを十二分にちょうだいいたしておきます。

○千葉景子君 心の中は法務大臣が今後ぜひ整理をいただくことで、私は公的な立場として明確に責任をとるべきであろうということに指摘をさせていただきます。質問を終わりたいと思います。

○北村哲男君 北村でございます。

私も、いわゆる梶山法務大臣の発言問題につきまして質問いたしますが、午前中、衆議院の法務委員会に傍聴に行っていました。もうそれこそすべての質問者からこの問題について質問をされたら、私も千葉委員から御発言がありました。もう本当に言い尽くされた問題でありまして、またくどいようにすけれども、私も何点かその点について質問させていただきます。

と申しますのは、私たちは昨年暮れのこの法務委員会でも入管法の改正問題を取り扱いました。そして、私たちはこの改正は外国人労働者の人権侵害について配慮されていないばかりか、逆に侵害が助長されることもあるという指摘をしてきました。しかし、その点はわずかに附帯決議に盛り込まれただけで法案は成立し、ことしの六月一日から施行されたのは御存じのとおりだと思えます。案の定、外国人労働者の間に大混乱が起きまして、東京入管や大阪入管は一時パニックしかねない状態になりました。

六月の法務委員会では、この点の法務行政の配慮のなさが大いに追及されました、亡くなられた長谷川法務大臣が私たちの前で外国人の人たちに申しわけないことをしたと、自分たちの配慮が欠けたために多方面に迷惑をかけたんだと、今後十分注意していくというふうな趣旨で、この場で過ちを認められて頭を下げられたんです。私たちは、この長谷川法務大臣の率直な、かつ真摯な態度に対して、不法就労を含めた今後の外国人労働者に対する法務行政の中で人権について特別の配慮がなされることに期待を持ちました。

ところが、その直後に長谷川法務大臣は御病氣になられました。そして梶山大臣が就任されました。長谷川行政の懸案事項であった外国人労働者の問題についてこれを梶山大臣が最重要課題として引き継がれて、早速問題地域の新宿、大久保地区を視察されました。ここまでは私はよかったです。思うんです。しかし、あの場所でも多くの外国の女性たちが立っている状態を見たときに、どうして彼らあるいは彼女たちが同じ人間であるとの立場に立った感想が大臣の口から出なかったのか。同じ人間として、彼らあるいは彼女たちが、そして弱い立場にいる人たちが無残な立場に置かれている、これをどう解決していくかという観点に立っておれば、そういう発想をしておれば、だれがどんな意地悪な誘導質問をしようと、大臣が言われたような発言は決して出てこなかったであろうと思えます。亡くなった長谷川大臣の姿勢に期待していただけない、余計に私たちは残念で仕方がなかつたんです。そして、それが私の当初からこの数カ月の間思っていたことです。ですから、くどいようにすけれども、再度お聞き苦しいと思えますが、聞いていただきたいと思っております。

そこでまず第一に、九月二十一日の午前中の記者会見で、いわゆる白黒発言をされました。それが直ちに問題となるや、その午後には大臣は訂正の記者会見をされて、その内容は新聞によりまして、「善良な住民が表に出られなくなり、環境が劣悪化している。そういう抗議もたくさん来ている。アメリカでもそういう問題がたくさんあり、人種差別として言ったつもりはまったくない。舌たらずだつたら謝る」という発言をされました。そういう釈明をされておりますが、これはどういう意味で舌足らずであったのか、あるいはこれをどう補足すれば理解をしてもらえたのか、もしその点でつけ加えることがあれば言っていたいただきたいと思えます。

○國務大臣(梶山静六君) 今、九月当日のことをもう一回思い出して、その当時の私の心境を率直に申し上げるならば、確かに新宿周辺におられる私の目撃をした方々それぞれにはそれぞれの個別の理由やあるいは国内の経済状況、その他もろもろの問題は同情すべきものがたくさんあるうかと思えます。しかし、私のおそこを拝見する直接的動機になったものは、あの周辺に長く住んでいる方々が幾つかの悲鳴にも似た苦情を私たちに申し込んできておつたという現実からでございます。

ですから、私はそれが外国人であれ日本人であれ、そうやって街に立って、売春という言葉じゃなく、買春と言おうとしますが、そういうことが行われておることは決していい環境ではない。しかも、結果として調べてみますと不法残留者、これがほとんどである。そういう状況でございますから、私はやはり、私の視点が国内的な問題に強かつたのかも知れませんが、少なくともそういう御家庭の方々が大変御苦勞をなさっている、そして私は、片や、幾らどう見ても個別に同情すべき点はあつても、いわゆる外国人労働者という観点でのみその方々をとらえることができなかったという現実、私は当時の心境、率直に申し上げてそういうことであつたわけでありまして。

ですから、その発言、その日は朝の発言をいたしたわけでございますが、一、二の方がそうやって社へ上げて相談をしてみたら、こういうことはだめよと言われるから、私は実はこうこうこういう理由で御説明を申し上げたんだということも言つて、もしもそういう意味で私の例え、比喩やその他が間違つていたら舌足らずであつたからひとつ御訂正を願いたい、そういうふうな申し上げたことは事実でございます。

ただ、そういうものによって派生した問題、今にして思いますが、私の主観で申し上げるとのことよりも、それによって被害感、被害を受けた方々、その人たちの思うことが正しいわけでありまして、結果として大変傷つてしまつた、そういうことで今深く反省をいたし、そういうものをどう克服していくか、私の内面上の問題と、それから外的な問題にどういふふうなこれから取り組んでいくかというところで今懸命に検討を重ね、一つ一つの問題に取り組んでまいりたい、こう考えている次第であります。

○北村哲男君 もう一、二点ですが、九月二十五日に発言の取り消しの記者会見をされております。そして、これには、アメリカの人種問題を援用したことは全く不適切であつた、その発言を取り消すとともに深くおわびするという趣旨の発言をしておられます。

そして十月十七日、アメリカの黒人議員連盟に対して謝罪の書面を送つておられます。そこでも同じようにアメリカの人種問題を援用したことは不適切であつた、あるいはアメリカ系米国民の心を傷つけたことは遺憾であつたという趣旨のことを言つておられますが、これはアメリカ向けの発言の取り消しをしているだけにしか私どもには思えません。他の発言、すなわち売春地帯の人たちを、あそこ地域のの人たちをとらえて「悪貨が良貨を駆逐する」と言つておられたり、新宿が混雑地になつて、あるいは善良な住民が外に出られなくなり、環境が劣悪化している、こういうそのほかの発言については現在も維持されておられるわけなんです。あるいはこれも一緒に取り消されたという御趣旨なんですか。

○國務大臣(梶山静六君) この取り消し発言についても、私の発言がこれまた不適切という十分でなかつたために、これはアメリカ・アメリカンの方に謝罪をしたことかというそしりをほからるも受けております。ですから、私はその中で完全にしてすべての関係者の皆様方という表現を使つておりますが、それは必ずしも米国人のみではない、その他の国の内外を問わず御迷惑をかけた皆様方に深くおわびを申し上げるという意味を伝えるのが一番後段に載つておるわけでございます。その点もある意味で読み方によつてそういうふうには読まれるのかしらと、そういう反省をいたしておりますが、私は人種差別を意図したものではなかつたということ、それから、その言葉が大変内外の方々を傷つてしまつた、そのことに

いう問題がございます。したがって、ただ単に弁護士収入といったものだけから国家公務員の一つである裁判官の給与を定めるということにつきましてはかなり難しい問題もあるのではないかと、いふふうにご考慮しておるところでございます。

なお、弁護士の収入を把握しておるかという御質問でございますけれども、弁護士は全く独立した自由業でございますので、私も法務省といたしましてその収入の実態調査をすることはしておりませんし、そういう立場にもないわけでございます。

ただ、御案内の初任給調整手当というものがございまして、これが支給されておりますけれども、それは初めて弁護士として弁護士事務所勤務する者との給与の比較におきまして適正な額を定めるといふ考慮をしております。そういうことから、初任給調整手当の増額を検討するという場合に、初めて弁護士として法律事務所に入る人の給与というものを特別に調査する機会がございます。昭和六十三年当時の資料によりますと、初任の裁判官との給与格差はほぼ八万円程度であったといふふうに記憶しております。

○中野鉄造君 私か弁護士さんの平均給与ということをお尋ねしたのは、いわゆる弁護士として独立をしている人たちの収入を言っているんじゃないかと、法律事務所勤務している弁護士の方、その方々の平均給与ということをお尋ねしたわけなんです。

それはそれとしまして、今おっしゃいました初任給調整手当の性格なんですけれども、今もちょっと触れられましたが、この初任給調整手当というものが支給されているのは、医療職というものも、今回は裁判官の場合この改定を見送られておりますね。その理由は一体何だったのか。また、医療職がそうであるように、できれば毎年これは行うべきものじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(濱崎恭生君) 初任給調整手当は、た

だいまも申しましたように、判事補及び検事は司法修習生の修習を終えて弁護士となる資格を有する者から採用しなければならぬということ、十分な採用ができるようにという観点から設けられているものでございます。

その場合に比較の対象になりますのは、法律事務所勤務を始める初任の弁護士の収入でございますが、これも上昇を続けておりまして、初任判事補あるいは初任検事の給与との格差が次第に拡大するということもございまして、この初任給調整手当につきましては、昭和六十一年それから平成元年におきまして増額が図られてまいっております。最近では平成元年度において増額が図られてまいり、全く同じというわけではございませんが、その格差が相当程度に埋められたということでございます。

また、初任の勤務弁護士の収入調査、これは弁護士というのはいずれも法務省あるいは裁判所の方も所管しているものではございませんので、その収入調査をすることは必ずしも容易でないという問題もございまして、そういうことで、平成三年度につきましては、今直ちに増額要求をするということとはしないこととしてお尋ねさせていただきます。

○中野鉄造君 私がこういうことをしつこくお尋ねするというのは、先般も関西地区に視察に行った際に、非常に検事の数が不足している、そういうふうなお話も伺ったわけでございます。なかなかいろいろな面で転勤が多いとか、あるいは報酬の面で弁護士と比べるとちょっと格差があるとか、そういうふうなことが要因となって裁判官になる人が年々少なくなっているんじゃないか、いかというのを懸念するわけですが、それを裏づけるように、今日弁護士会の仲裁センターというものが非常に人気を集まっている。というところは、その背景には、いわゆる民事裁判は

もうとても時間もかかってどうしようもない、そういうところからこういう現象が起こっているんじゃないかと思っております。そうした裁判遅延の要因としてはやはりここに裁判官の人員が不足しているということが挙げられるんじゃないかと思っております。いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 今委員御座になりましたのは第二東京弁護士会がつくられた仲裁センターのことだと思っておりますけれども、ここにつきましては新聞報道等により承知をしております。このパンフレット等を拝見いたしますと、主として少額な事件を簡便な手続で、また低廉な費用で解決する、こういうことを目的にしておるといふふうに承っております。

申し上げるまでもなく、民事紛争でございますので、その性質からしまして当事者の自主的な解決ということが望ましいということでございます。このセンターもこのような自主的な解決を助けるための一つの試みであらうというふうに考えておるわけでございます。ただ、裁判所といたしましては、このような自主的な解決ができない場合裁判所に来て解決してほしい、こういうことでございまして、この裁判、これが適正迅速に行われなければならないことは御指摘のとおりでございます。

現在、民事訴訟についてはいろいろな改善の試みをしてございます。民事訴訟が時間がかかるというところは事実でございますけれども、これにはいろいろな原因がございます。裁判所の側の原因、それから当事者の側の原因、それから訴訟の対象自体が複雑、困難なものが多くなっているというふうな原因がございまして、それぞれに対応してそれを一つ一つ解決していくしかないというふうにご考慮をいただいております。裁判所の方としましては、今仰せになりましたように、裁判官の人数という点もございまして、そのほか訴訟手続の改善という点もございまして、いろいろな点を総合的な面から解決をして迅速な裁判を実現したいというふうにご考慮をいただいております。

御参考までに申し上げますと、地方裁判所の民事第一普通訴訟でございますが、これは十年前の昭和五十四年の数字を申し上げますと十三・七カ月ということでございました。これが昨年の統計によりまして十二・四カ月ということでありまして、一月強でございます。十分とは申せませんが、徐々にはございまして改善をしておるといふことでございます。

○中野鉄造君 そこで、私の調べたところでは、裁判官、検察官の欠員数がことしの七月一日現在で、裁判官が四十七名、検察官が九十八名ぐらいてきておるわけですが、その対策はどういうふうにお考えになっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 裁判官の場合には、任命資格に厳格な要件がございますため、どうしても採用の給源に限られます。実問題といたしまして、司法修習生の修習を終了した者から裁判官を採用するということが基本になるわけでございます。そのほかには弁護士からもなっております。そういうことでございまして、基本的にはなかなかなか数が限られてまいります。そういうことでございまして、司法修習生からの採用に力を入れておるわけでございますが、司法修習生の方々に任官してもらおうためのネットワークとして、先ほどから御指摘になっておりますように、裁判官には転勤がありますとか、あるいは最近でございまして若い人たちの間に自由業を好むといった風潮がございましてなかなか人材の確保が困難でございますけれども、私どもとしては裁判官の待遇を初め宿舎の充実などにも力を入れてまいりまして、また裁判所を魅力あるものとしたしまして優秀な人材を多数確保するということをご最大限の努力目標にしております。

そこで、裁判官の場合には年度途中で定年などで退官してまいりまして、たまたま御指摘のありまいますけれども、四十七名の欠員というものが出て

てあらかじめわかっております退官につきましては、あらかじめその裁判所に余計に裁判官を配置するといったことで手当てをしております。また、子測のできなかった中途退官につきましては、どうしても必要な場合には都合地からそこに異動していただくといったことで手当てをしているわけでございます。

私どもとしては裁判の事務に停滞を来さないよう最大限の努力をしなければならぬと考えている次第でございます。

○政府委員(堀田力君) 検察官の場合につきましても御質問がございましたのでお答えいたします。

前提は今最高裁の方からお答えになりました前提と同じでございます。私どもも主として修習生を給源とする状況でございます。そこで、修習生がなかなか検事になってくれないその理由は、それぞれ個人的事情もございませぬけれども、大きなものはやはり転勤がかなり抵抗がある。これはどういう意味で抵抗があるかといえます。最近一人っ子、二人っ子です。御両親を見なければいけない。その御両親との関係で余りあつちこつち遠くには行けないというような事情、これは御本人の事情、あるいは奥さんの事情等も同じでございます。さらに、大変子供の教育に熱心になつておられますので、その関係でも子供を一カ所に置いて同じ場所ですてていきたいというような事情等でございます。

これらにつきましては最高裁の場合と同じでありますけれども、転勤につきまして、一つにはなるべくその回数を少なくするようにいろいろ配慮いたしますと同時に、その家庭の事情を考慮したような任地を考るといふようなことできめ細やかな配慮を行っていくようなことを考えております。ただ、転勤はこれは私ども組織の必然でございます。これをなくするわけにはいきません。そこで、そのほかの面で、例えば給与でありますとか待遇の面でありますとか、これらの点でなるべく魅力あるものにしていくということもい

ろい考えております。その具体的な内容は千葉委員の御質問に答えたところでございます。

しかしながら、何といひましても基本はやはり検察の職場の組織そのものが非常に魅力のあるものである。そこへ入って生き生きとして仕事ができる、仕事をすることが楽しい、そういう環境をつくるのが大事かと考えまして、この点も職場管理のあり方等につきまして種々若い方たちの意見等も聞きながら検討、改善を重ねておる、こういう状況でございます。

○中野鉄造君 最後に一点だけお尋ねしておきます。

今転勤という問題が出ましたけれども、裁判所法四十八条にはその意思に反して転官、転所されることはないというようなことが述べられておりますが、そういうような転勤の場合の本人に対する意思確認はどういうふうに行つておられるのか。不利益な処遇を受けないために真意に反して転勤の打診に同意しているというようなことがあるのかないのか。ありますなうなかなかな答えてくれないかと思つておられますけれども、実際はどうですか。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 御承知のように、裁判所は約二百の都市に裁判官を配置してあるわけでございます。そのためにどうしても裁判官の転勤というものが避けられないわけでございます。私どもも人事異動を計画する際にはまず各裁判官から希望を聴取しております。これは書面によって希望を聴取するわけでございますが、それだけでは済ませませんで所属の長が御本人に直接会つて御家庭の事情でありますか希望でありますか、そういったものを詳しく伺うということをやつておられます。それを人事計画の中に反映いたしまして、一応決められた段階で当該の裁判官に内示いたしまして、そこでまた十分なコミュニケーションを図っていくということによって御本人の納得を得るということをしていただいております。そういうことで御本人に承諾をいただいております。こういうこ

とでございます。

○中野鉄造君 終わります。

○橋本敦君 各党から大臣の発言について質問があります。私も一言お聞きをしたいと思つております。

この問題は、大臣が率直に発言を取り消し陳謝をされたという経過はございますけれども、事は人権擁護を大事な任務とする法務大臣の発言として余りにも大きな波紋と影響を及ぼしたという状況から見ましても、取り消しと陳謝で済むのであろうかと思ひはやはり残るわけでございます。

(委員長退席、理事中野鉄造君着席)
事柄の重大性の認識として、この問題については大臣としては辞任に値するほどの重大な問題だという認識が大臣におありだったかどうか、その点をお伺いしたいと思つておつたんですが、いかがだったんでしょうか。

○国務大臣(梶山静六君) 率直にお答えを申し上げます。

今、委員御指摘のような大変責任度の重い発言であつたというふうには私は受けとめ、なおかつその責任をどう果たしていくかということで私なりに苦慮しているのが現実でございます。

○橋本敦君 総理から何か御意見その他ございましてですか。

○国務大臣(梶山静六君) 総理からはこの発言に對しては厳しい叱正がございました。

○橋本敦君 今、真剣に御考慮になつておられるという答弁がございましたが、私としては事柄の重大性からいへば、まさに進退にかかわる重大な問題だといふところを本心に真剣に御考慮をもつとつとされておられるべき問題であつたという感じがいたしておられます。しかし、結論として職責を今後全力を挙げて遂行するとお話でございますが、そういう観点からひとつ私は大臣の御決意を伺いたい問題がございまして、それは、最近の目に余る暴力団の横暴でございます。一つは、沖縄で御存じのような高校生まで

巻き添えになつておる事態がございました。また、大阪でも市民が犠牲になることがございました。警官の犠牲もある。そしてまた、けさの新聞によりまして、警察官が過労のために痛ましい犠牲で亡くなつたというところも起きました。さきの即位の礼、大嘗祭に關連して、破防法の適用は私は絶対に賛成できませんけれども、大臣は過激派の厳しい取り締まりを国家公安委員長と対策を講ぜられてその立場で行われたということでありまして、残念ながら結果としてはいふんな暴力がありました。

この暴力団の暴力も私はもう猶予できない状況になつておると思つておられます。それに対しては、資金源に對してどうメスを入れるか、あるいは不当な利益に對して脱税も含めて厳しくどう対応するか、それから、麻薬犯罪をどう取り締まらうか、武器のピストルの密輸をどう取り締まらうか、武器の密輸をどう取り締まらうか、町を平穩を破壊する諸行動に對しての対応をどうするか。今こそ私は総合的な対策で、まさに市民の安全と人権を守る重大な事態になつておると思つておられます。

そういうことで、法務大臣としてはその一端として重大な職責を担つていらっしゃるわけですから、国家公安委員長とも協議をなさることはもちろん、この際私は、総合的な暴力団対策に真剣に内閣として取り組んでいくという姿勢をはっきりさせていただいて、総理とも御相談の上で内閣の重要な施策として暴力団の横暴、不法行為は許さないという断固たる姿勢を示すと同時に、そのための施策の前進に全力を挙げていく、その中で大臣が積極的なイニシアチブをおとりいただくべきではないかと思つておられますが、御見解はいかがでございますか。

○国務大臣(梶山静六君) 委員御指摘のように、近年暴力団は組織の再編成と系列化、これを大変押し進めております。その過程において、各地で銃器を用いた対立抗争事件を巻き起こして、そのために一般市民が巻き添えになつて被害をこうむるということがおはつておられることは御指摘のとおりで

でございます。

暴力団の対立抗争事犯は、その多くが組織的に行われているのでありますから、でき得る限り組織の幹部を検査し、これに対して厳しく処罰するなどのことが肝要であると考えております。このような観点に立つて検査としても警察や関連諸機関と密接な連携のもとに厳重に取り締まりに意を用い、具体的事案については的確に捜査を遂げるとともに、厳正な科刑の実現に努め、もつてこの種の事犯の根絶を期してまいりたい、さように考えております。

特に、最近のこの沖縄の問題、今朝見られる警官の過労死の問題、こういうのを考えますと、一現場で出てきた事犯のみを検査するだけで果たして間に合うのかどうか、そういう問題もございしますが、現行法とのこれは兼ね合いもございします。しかし、刑事局その他と打ち合わせをいたしますと、現行法をとかくしやにむに推し進めることによつてその万全を期してまいりたい、こういうことでもございします。もちろん国家公安委員長とも、あるいは総理とも協議し、特にこの問題に関しては意を用いながらやつてまいりたいと思ひます。

〔理事中野鉄造君退席、委員長着席〕

なお、即位の礼その他について、いわば過激派の問題にもお触れになりましたけれども、これまた警察が全力を挙げて努力をいたしているさなかでございます。あらゆる法規を活用してやろうという共同の声明を出したゆえんのものもそこにございます。ですから、当省としては破壊活動防止法、この適用問題については公安調査庁で即位の礼や大嘗祭に関連して発生した事件をも含めて、証拠関係や団体規制処分を行った場合の効果あるいは影響等をあらゆる角度から検討をいたしております。

ですから、通常の場合にはそれで何とかやれると思ふんでありますが、委員御承知のように、一部過激派団体は最近非公然性、これを大変強めております。そういう場合、確かに今の破防法、有効で

はございますが、一部の識者や国民の皆さん方からこれだいいのかという非難も受け、あるいはそういうものの検討も開始すべきだと言葉すら私は直接聞いております。

ですから、言論の自由や結社の自由を侵さない、しかもなおかつ今見られるようなあの過激派、これは国民が断じて許容するものではございませぬ。そういうものにより有効な手段があるのかどうか。それから暴力団に対しても、特に麻薬取締法やその他の法令を用いて、頂上作戦をどうこれから実施していくかということが、これからの日本の治安やあるいは良好な環境を維持するために極めて大切だと、こういう認識をいたして、これからの懸念に取り組んでまいりたいと思ひます。

○橋本敦君 一言言いましたように、破防法の問題は私としては大臣と全然異なる意見を持つておりますので、この点についてはさきよりは時間がございませぬから云々するつもりはございませぬが、私は不法な暴力、これは過激派ももちろんですけれども、許すことはできない。特に最近の暴力団の横暴は断じて許せないということで質問をしたという趣旨を明確にしておきたいと思ひます。

それで、法案についてはもう時間がなくなつてきたんですが、一言最高裁にお伺いしたいのは、有能な裁判官が中途で退官をされるという最近の数字はどうなつておりましたか。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 裁判官の中途退官者の数を年度ごとに申し上げます。昭和六十二年が四十一名、六十三年が六十名、元年が四十六名という数字になっております。

○橋本敦君 かなりの数であるということであり

それらの裁判官がどういう理由でおやめになつたか理由はさまざまですが、追跡的な調査を最高裁はこれまでなさつたような経験がございするか。

官の理由は多岐にわたつておりますが、ほとんどが弁護士になるといふためでございます。なぜ、どういふいきさつで弁護士を選ばれたかということにつきましては、これは退官のときに御本人から伺うことはございませぬが、組織立つた調査というものは事柄の性質上できかねるということでございます。

○橋本敦君 そういう意味で、ことしの七月に大阪弁護士会が裁判官退官者に対するアンケート調査を対象者百五十二名、六十一名が回答なさつておりますが、大阪弁護士会のこういったアンケート調査というのはそういう意味では非常に大事な調査の一つに私はなつていふと思ふのであります。

この中で、中途退官なさつたそういう人たちのアンケート結果によりますと、退官者がふえていふ二つの理由が主に挙げられておりますが、一つは転任を挙げている人が最も多いということ、それからそれに続いて家庭の事情もありますが、もう一つ数が多くて大事なものは人事の不満を挙げている者があるということでありまして、その人事の不満というところの中には、一つは給与問題の差別、転任の問題もこれはありまして、それと同時に、ここでは司法行政の中で最高裁を頂点とする司法行政に携わつておられる裁判官が待遇やあるいは転任その他優位に優遇をされていふ、現場の裁判官が大事にされていふという不満がある、こういうことが言われている、そういう調査が出ていふわけでありまして。

これは非常に大事なことをサセスチョンしていふ調査であります、この調査、最高裁は御存じないんでしょか。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 私どもも、大阪弁護士会が日弁連の司法シンポジウムに向けて調査した報告書は読ませていただいております。ただ、その中身そのものにつきましても裏づけといふんです、そういう調査はいたしておりますが、読ませていただいております。

○橋本敦君 そうすると、読んでいただいております。

ますと、最高裁としてはこれは重要な問題として検討する必要がある幾つかの問題を含んでいふと思ふんですね。裁判官の人事がどれほど大事であるかということ、司法百年に当たつて最高裁判所長官訓示の中でも、司法の礎はすぐれた人材にある、だからそういう意味で、裁判官に対する配置のあり方を含めて司法行政というのは非常に大事だということをおっしゃつていふ。そういうこととて私は、最高裁がこういった実態をも調べて、そして転任についても、それから三号俸以上の給与の問題に昇格のいろんな格差が生じることについて、それから司法行政優位、現場の裁判官が軽んじられていふのではないかと不満があることについても、これは積極的な検討をすべきではないか。

そして、日弁連の司法シンポでも明らかになつておりますが、ドイツの司法行政を調査した結果としては、裁判官に対しては人事の考慮あるいは昇給、転任についてもこれは極めてオープンな形で各裁判官の意見を十分尊重する形で、例えばドイツにおいては、裁判官は自己にとり不都合もしくは不利益となり得る事実の主張について人事記録への記録に先立つて意見を聞かれる制度にある。そして、その意見は人事記録に記載されて、本人はいつでも人事記録が見れる、こういう制度もあるというように報告されております。

こういった裁判の独立、司法の独立、こういうことを貫徹しながら人事行政を民主的に進めていくという大事な課題を最高裁は今後真剣に受けとめていただいて、こういったアンケート調査に示された実態なども含めていろいろな問題点を深く検討を進めて、人事行政について民主的な方向を強めていただくことをお願いして、その点についての御意見を伺つて質問を終わります。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) ただいま御指摘の点は個々すべてまことにごもっともな点でございまして、人事におきまして司法行政が優位になるとか、そういったことがあつてはならないことでもございまして、また、裁判官の人事につい

て公平を旨とすべきことは、これは申すまでもない点でございます。

ただ、西ドイツの制度などについての御紹介がございましたが、私も先ほど申しましたように、異動などにつきましては御本人と十分に話し合せて御本人に不満感のないような形に努力をいたしております。そのほか人事が適正、適材適所になされ、かつ公平になされることを旨といたしまして今後も努力していきたい、このように考えております。

○橋本敦君 終わります。

○山田耕三郎君 私は、裁判官及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に関連してお尋ねをいたします。

既に前委員が質問されましたので、私は端的にお願いいたします。

裁判官及び検察官の志望者が、最近顕著というまでには至っておられないにしても減少の傾向にあると聞きます。職業の選択には各般の要因が絡み、特定は困難であります。しかし、今日の経済社会で生きていくためには生活の原資となる経済的収入も見逃すことにはできない要素であります。司法試験合格者が選択することのできる他の職種と比較して、裁判官や検察官の俸給は適正であるとお考えになっておられますかどうかお尋ねをいたします。

○政府委員(濱崎泰生君) 司法が国民の期待にこたえますためには、裁判官、検察官にすぐれた人材を数多く確保する必要があるわけでございまして、ひとしく司法修習を終えた弁護士との収入と裁判官、検察官の給与との間に著しい格差があり、場合によっては、有能な人材を数多く確保する上で支障が生ずるおそれがございます。これらの給与のあり方については、そういった観点からの考慮を払う必要があるわけでございます。そういうような意味合いから、初任の裁判官、検察官あるいは初任後間もない裁判官、検察官につきましては弁護士との収入格差を相当程度に埋めるために初任給調整手当を設けてその支給をしているところで

ございます。

ところで、裁判官、検察官も国家公務員であります以上は、その勤務の対価であります報酬あるいは俸給は他の国家公務員の給与との対比の問題もございまして、したがって、自由業である弁護士の収入との対比だけでこの問題を考えるわけにもまいらないという要素もまたあるわけでございます。そういった観点も考慮いたしますれば、現在の給与体系は裁判官、検察官の報酬、俸給として合理的な一定の水準を維持しているものと考えておるところでございます。

○委員長(天原秀男君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山本富雄君が委員を辞任され、その補欠として藤田雄山君が選任されました。

○山田耕三郎君 私は本月初め、同僚井上哲夫議員と法務省の大村収容所を視察してまいりました。現在、強制退去の決定をした千名余りの中国人、いわゆる偽装難民と呼ばれた人たちが収容されておられ、私の見たところでは創意を生かしながら困難を克服して良好に管理されていると思っております。

すなわち、一つは、施設については恒久施設とプレハブ施設での対応であり、五次にわたる選遷の結果、施設に余裕もできましたので不要部分を撤去、必要とするプレハブ施設もコンクリートづくりの塙の中に移設をして安全を期しておいでになります。

二つは、入国警備官の不足も、北海道から沖縄に至る各施設から臨時的応援約四十名を得て、二カ月を基準として大村に転勤を求め、残余は警備保障会社から三十数名の雇用者で対応されているとのことであり、警備官の士気も旺盛と見えました。給食については、一日当たり給食費八百四十円ということで、調理は外部に委託をしておいでになりましたが、外見も清潔で温かく、質量ともに良好と見えました。

以上のとおり、収容人員千余名が恒常的なものではない以上、一部臨時的な対応のあるものもやむを得ない措置と存じます。

しかし、収容者が既に強制送還、いわゆる強制的に退去が決定された外国人であり、今さら日本語の学習も、日本の生活慣習等社会常識の習得の必要のない人であり、本人たちも何とかして日本には残れないだろうと希望は持っておつたといつたとしても、毎日の生活に目的のない人たちに肉体的にも精神的にも良好な状況を保たせる指導は極めて困難なことであり、大村に来てからも既に相当の時間が経過しておりながら、まだ先が見えないという現実であります。中国本土には、不法入国の人たちの退去問題の結末がどうなるのかと注視をしている潜在失業者がたくさんいることでした。したがって、一部でも残すような解決はできないということで、結局は根比べですとの言葉もありました。

先般も、法務省や外務省の関係者が中国側の責任者と北京での交渉に臨まれたとのことですが、長期化の様相を呈しております。この問題の交渉の経過と解決の見通しについてお尋ねをいたします。その解決がつかずまでの間良好な管理が継続できなければなりません。現状以外に何か新たな手だてを考へておられるようならば、あわせてその方策を承りたいと存じます。

○政府委員(股野景親君) 委員には大村収容所の現状を親しくごらんをいただきまして、私ども関係者といたしましてありがたく存する次第でございます。

ただいま御指摘の中国からの不法入国者の問題につきましても、昨年来本委員会でも種々御説明を申し上げてまいりましたところでございますが、昨年の十二月二十一日に第一回の送還がございまして、本年の九月二十二日までの間に、五回にわたります合計千七百七十八名の人を中国へ送還を終えておる次第でございます。このほかに、現在なお本邦に残留している中国からの不法入国者として、千四十二名につきましても中国側から

その名簿を渡しまして、そしてこれを中国側が引き取るよう現在求めているところでございます。これらの千四十二名については、委員が御視察を賜りました大村収容所において収容を続けておるところでございます。

この中国側との折衝につきましては、去る十一月下旬、外務、法務両省の実務担当者を北京に派遣するなどいたしました鋭意交渉を行っているところでございますが、残念ながらまだ決着を見るには至っておりません。法務省といたしましては、外務省とも協力いたしまして、交渉のために近く再度実務担当者を北京へ派遣する予定にいたしております。今後ともこの問題の早期解決のために最大限努力をしております所存でございます。

その解決を求めて努力をいたしますが、ただいま委員御指摘のとおり、大村収容所において収容を続けていく必要があるわけでございますが、先ほど御指摘のようにいろいろな点で既に配慮をこの収容のために行っております。しかしながら、我々としても現状のもとで最善の努力を尽くすという観点から、今後についても、設備という点では残念ながらいろいろな制約があるわけでございますが、処遇という点については収容所及び入国管理当局といたしましていろいろ配慮をしております。また、特に出発者の健康維持という点に十分留意をしております。この点、例えば運動不足になりがちでございますので運動の時間を与えるとか、あるいはレクリエーションの時間を設ける、食事の工夫をする等々の点での健康維持という点を一番重視してまいりたいと思っております。そういうことを通じて所内の規律の維持、秩序の維持ということについても十分配慮してまいりたいと思っております。

○山田耕三郎君 法務省の調査結果では、昨年の不法入国者の中で四十数名の逃亡者があり、その後も行方がわからないままということであり、日本へ渡れば逃げおせるといふようなことが向こうに伝わっていくようなことになれば不

法渡航者を誘発することになりかねないと思いがすが、このような捜査のずさんさがあるというこ
とはいけないことだと思いますが、本件について
のお考え方を承りたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) たいま委員から四十
数名という御指摘がございましたが、入国管理当
局として現在把握しておる逃亡者というものは十
八名になっております。これらの十八名の者は、
昨年来の日本へ到着をいたしました際に、いろい
ろな意味で収容の仕方が分かれておりました。入
国管理局の直轄の施設ではなく国際救援センタ
ーあるいは民間の施設といったものに収容をされ
ておりました段階で逃亡をいたしましたという経緯が
ございます。

これらの逃亡した者につきましては、その逃亡
した当時収容されておりました施設の所轄の警察
でありますところの監視とそれから長崎県警本
部におきまして入管法違反者として現在手配をし
て行方を捜査中であるということでございます。
また入管におきましても、これらの者につい
て既に与えておりました一時庇護上陸許可とい
うものを取り消して不法入国者として全国の地
方入管局にあてて手配をいたし、その発見に努め
ているということでございます。

これらのことは、このように国際救援センタ
ーあるいは民間施設において起こった事件でござ
います。こういう経験にかんがみまして入管当局
としても十分こういうことの再発がないように今
後とも配慮をしましてまいる所存でございます。
○山田耕三郎君 最後に、まとめとして梶山法務
大臣にお尋ねをいたします。

この被収容者が、何の目的もなく、生活に対す
る張り合いもない働き盛りの人たちが四、五十名
もなすこともなしに娯楽室で言葉もわからないで
絵だけでテレビを見ている光景は全く異様であり
ます。だれかがマッチをつければ一度に燃え上
がることだつて考えられないことにはございませ
ん。そんな中で若い警備官は、感情的にもならず、
黙々と任務についているのは立派だと思ひまし

た。全体として大村収容所の現場はよくやってい
ると言つてよいと思ひます。ただ、心配されます
のは不測の事態に対する対応と、さらには必要な
外国語を話すことのできる職員が絶対的不足であ
ります。平素から十分にこの点を御留意をして運
営をしてくださることを要望いたします。

なお、本日私のお尋ねをいたしたのは、もう
既にたくさん委員が聞かれました。それに類す
ることですが、先進国の中で日本は人権感覚の薄
い国だということでありまして、それは、国際人権
規約の選択議定書や子供の権利条約のように人権
に関する世界的約束事の批准の遅いことにもあら
われているということであり、その原因が常に国
内法との関係にあるようですが、余り名譽なこと
ではないと思ひます。

私も人権について人を批判するほどの立派な人
権感覚を持つておるとは思ひませんけれども、人
権先進国になりたいと思つております。その立場
から法務大臣の人権に対する所信を承りまして、
私の質問を終わります。

○國務大臣(梶山静六君) 前段の大村収容所の実
態については御検分を賜りましたありがとうございます。
御提案のあつた点をこれからさらに検討
を詰めてまいりたいと思つております。

なお、私は私の発言問題の反省の上に立つても
改めてこの人権擁護は憲法の柱でありますし、民
主政治の基本であると理解をいたしております。
その点で、幾つかのまだそれぞれの権利条約の批
准をされてない、そういうもうもろの点について
御指摘をちょうだいいたしましたけれども、今後とも
人権尊重のために法務大臣として懸命な努力を
払つてまいりたいと思つております。

○紀平梯子君 先般、出入国管理法の審議に当た
られました長谷川法務大臣の御眞福を祈りつつ、
長谷川法務大臣が御約束されましたことを思ひ
出しながら御質問を申し上げたいと思つておりま
す。
まず、入管法、外国人労働者問題でございま
す。先日外国人不法就労者の未成年の児童が就労

中に労働災害に遭遇しまして死亡するに至るとい
う痛ましい事故がございましたが、こうした低年
齢のアジア、中東東連国の入国者はどのくらい日
本におられるのか、生活実態はどうなのか、実態
調査は行われているのでしょうか。その実態調査
の把握がまだだとすれば、児童の人権保護の見地
からも早急に実態調査すべきと考えますが、法務
省の御見解はいかがでしょうか。簡潔にどうぞお
願ひいたします。

○政府委員(股野景親君) たいま委員御指摘の
ように、先般大変不幸な事件が起こつたわけでござ
います。本来法務省といたしましては外国人
の在留管理の中で就労の実態把握ということに
ついてはいろいろな意味で努力をいたしてござ
います。先般たまたまありましたような事件にか
わつておりました低年齢の外国人というものにつ
きましては、通常こういう方々は両親あるいはそ
の他の保護者に随伴して日本に在留されるもので
ございまして、独立して社会的活動を行うという
方たちではございませんので、特に低年齢者に焦
点を当てたという意味での実態調査というものは
まだ行つていないところでございます。

ただ、不法就労者を摘発いたします際、当然のこ
とながら年齢についての調査はいたしております。
二十歳未満の不法就労者というものが現にお
ることは事実でございます。ただいま委員の御指
摘になりましたこの事件は大変不幸な事件でござ
いますし、そういう実態もわかりましたので、今
後はこういう方々の在留期間の更新等の各種の申
請がございましたときに、こういう低年齢の方々の
生活実態について聴取をいたしまして、そして
事業に就かして人権保護上必要な措置をとつて
まいるといふことで臨んでまいりたいと思つてお
ります。

○紀平梯子君 労働省にお伺ひしたいと思ひます。
労働省は、外国人不法就労者の労災ということ
についてはどのような対応をされておられますの
でしょうか。さらに、そのような事故の原因とも
言える中小零細企業の労務倒産の実態はどうなつ

ているか。また、単純労働者を二国間で協定して
受け入れるなど入国規制の緩和についてはどのよ
うな状況にございませうか、御説明をいただき
たいと思ひます。

○説明員(山村能延君) 被災労働者に対します労
災補償につきましては、日本人であるか否かある
いは不法就労者であるか否かを問わず、日本人の
場合と同様に適用されるということになっており
ます。

○政府委員(股野景親君) たいま委員御指摘の
いわゆる単純労働者の問題につきまして、本委員
会でも法案審議の際にいろいろ御意見を賜つた次
第であり、またその後についてもいろいろ御意見
をいただいております。

政府といたしましては、この問題について外国
人の単純労働者という方々を我が国に受け入れる
場合の我が国の経済社会全般に及ぼす影響とい
うものが非常に大きいという点は変わりございま
せんので、現在改正入管法の施行後の状況とい
うものを見守りながら、従前の基本的な立場に立
つて多様な角度から慎重に検討を重ねているとい
う状況でございます。

○紀平梯子君 私、入管法の審議に当たりまし
ては、国際化の中での開かれた入管制度というか
あるいは人権問題、それから労働政策的な視点、
こういう点に多々問題があるといふふうに懸念を
いたしましたので反対をいたしております。

その際法務大臣は、各省間の連絡調整を十分に
とりながらこの問題については追跡していくとい
うことをお約束いただいたと思ひますので、どう
ぞそのことを新大臣もお願ひしたいといふふう
に思つております。

次に、現在、刑法上の罰金を底上げする法制審
の答申がございます。刑法上の罰金を物価上昇率と
連動させるといふ合理性、これはどういふところ
にあるのでしょうか。罪質と類そのもので検討す
るべきではないかと思ひます。
例えば、証拠隠滅が上限二十万円でありませ
れども、場合によっては証拠隠滅罪は極めて不法

性の大きなことでもあり、果たして二十万円という額が適当であるかどうか。また、傷害の三十万円についても同じことが言えると思います。逆に公務の信頼性というものを損なわせる贈収賄罪なども場合によっては二百五十万円でも安いということもあり、こうした事柄は法制審においてどんな討議の結果こういった答申がされておりますのでしょうか。

さらに、罰金の底上げで社会的経済的に劣っている犯罪者が富裕な犯罪者に比べて罰金が払えずに実質的に不公平を来すということが一層多くなると思いますが、その点についてもどんな討議がございましたのでしょうか、法務省にお伺いしたいと思います。

○政府委員(井嶋一友君) 刑法等を中心とします罰則の罰金額の引き上げにつきましては、法制審議会の総会で去る十二月十三日答申がございました。現在その立法作業に着手したばかりでございます。

確かに委員おっしゃるとおり、罰金の額と申しますのは、罪質と罰金の額が横並びにもバランスよく体系的に整備されなければならないということとは御指摘のとおりでございます。

ただ、現在のメカニズムを若干御説明申し上げますと、刑法典ができましたときに、今委員がおっしゃったような意味合いでの罰金と罪質との体系的な骨組みができ上がったわけでございますが、その後昭和二十三年に刑法の罰金の額はそのままいじらずに、罰金等臨時措置法という法律によりまして刑法の各規定に書いてございます額を五十倍するという法律ができ上がったわけでございます。それによりまして刑法の体系を維持しつつ、罰金額を読みかえて運用してきたわけでございますが、それにつきましては昭和四十七年に当時の経済変動にスライドさせるという意味合いにおきまして罰金等臨時措置法を改正いたしましたので、そのときに四倍に改めるということにいたしましたわけでございます。結局、都合現在は刑法典のそれぞれに書いております額の二百倍をもって読み

かえていくという運用をしておるわけでございます。

その四十七年の改正以降十八年たちまして、消費者物価が二・五倍あるいは労働賃金が三・何倍といったようなことになりましたので、従来と同じ手法で刑法等の基本的な体系はいじらずに経済変動に伴う罰金の適正化を図ろう、こういうことで今回法制審議場に諮問をいたしましてその旨の答申をいただいたわけでございますので、今回の作業は従来二度行いました罰金等臨時措置法といったメカニズムによりまして罰金額の引き上げを図るための方法を採用しているわけでございます。

ところで、御指摘のように、罪質と罰金額が公平でなければならぬ、あるいはバランスをとらなければならぬことは当然でございますが、刑法典ができて以来随分たつておりまして、今日の状態にかんがみますと、各方面から、ある罪については罰金が要らないのではないかと、またある罪にはある罪には罰金が要るのではないかと、いろいろいわゆる実質的な見直し論も出てまいっております。これにつきましては、大変長い検討を要する問題でもございます。刑法の基本にかかわる問題でもございますので、法制審議会におきましてはそういうものも含めました罰金刑の持つております基本問題について引き続き調査、審議を行って答申をいただくということになっておりますので、もうしばらく刑事法部会で御審議をいただきますと、その結果を得まして立案作業に着手したいと考えているわけでございます。そういう意味で、委員御指摘の点はおまだ検討を続けてまいりたい、このように考えているわけでございます。

それから、もう一つございましたが、経済的劣後者に罰金が重くしかかる、それに対してどう対処するのか、こういう御質問もございました。物理的な意味と心理的な意味と二通りあるのかと思っております。物理的に罰金が払えない場合は、御案内のとおり、労務場留置ということで労

役場に入っていたら駄目だということになるわけでございますけれども、前回改正いたしました罰金等臨時措置法を改正いたしましたときも、統計的に見ましてはそれほど労務場留置がふえたという統計はございません。したがって、今回もそういう意味での心配はしておらないわけでございます。

ただ、心理的にやはり裕福な人とそうでない人との間に罰金の額によって受ける心理的な違いはあるだろうと思ひます。それを公平にやるためにどうしたらいいかという問題は、実は一つ罰金の制度として日額罰金制という制度がございます。これによりまして、罰金何日、日額幾らといったような形で判決をいたしまして、裕福な人とそうでない人とに日額の決め方によって差をつけて罰金の痛みを平等化するという制度があるわけでございます。イギリスその他で採用しているものでございまして、実はこの問題につきましても御指摘のような事情もございまして、先ほど申しました基本的な問題としての検討課題の一つとして法制審議会にお願いをしておるわけでございます。

○紀平悌子君 いろいろ法制審につきましましてはまあお伺いしたいことございますが、時間がございませんで次の質問に移らせていただきます。水俣病問題でございまして、板挟みということが言われております。また三十四年間に水俣病の未解決がもたらした一人のまじめな行政官を死に追い込んだというところで、何とも痛ましいこととして哀悼の気持ちをささげたいというふうにも思っております。この死を無にしないために、ぜひ法務大臣及び環境庁にお尋ねをしたいと思ひます。現在、御案内のように、各地裁あるいは高裁におきまして次々と和解勧告がされております。原告、熊本県、チソン側ではテールに着くことに賛意を表しておりますけれども、まだ国は和解のテールにお着きになっておられません。このこ

とについて、この水俣病の悲惨な患者の状況について、人権擁護の立場からどのような御見解をお持ちかということをお伺いさせていただきます。思ひます。

○国務大臣(磯山静六君) 水俣病の被害者に対する救済制度としては、既に公健法によりまして認定制度がありまして、これに基づき公平な救済が図られていくというふうな認識をいたしております。

各地の水俣病訴訟では、さきに公表された国の見解のとおり、国の法的責任の有無が問題とされている上に、そもそも原告らが水俣病に罹患しているかどうかということが重大な争点になっているところから、今回の裁判所からの和解勧告に應ずることは相当ではなく、裁判所の公平な判断を得られるように努めていかなければならないと考えております。

○紀平悌子君 簡単に、環境庁としても一言お答えをいたしたいと思います。

○説明員(岩尾總一郎君) 実質的な窓口として、環境庁からお答えいたします。水俣病の救済につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律によりまして、これまで約二千九百名の患者の方々を認定しております。

水俣病問題の早期解決につきましては、今後とも法に基づき、医学を基礎とした被害者の公正な救済を進めることを基本として努力していく所存でございます。認定業務の一層の促進等に取り組みたいと考えております。また、水俣病とは認定されておられませんが、水俣病ではないかとの健康不安をお持ちの方々に對しても、水俣病問題全体の解決の観点から健康不安の解消を図る方策について現在検討を進めているというところでございます。以上でございます。

ます。

これより両案に対する討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。——別に御発言もないようですから、こ
れより直ちに採決に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改
正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(矢原秀男君) 全会一致と認めます。よっ
て、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべ
きものと決定いたしました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改
正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(矢原秀男君) 全会一致と認めます。よっ
て、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべ
きものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、
これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(矢原秀男君) 御異議ないと認め、さよ

別表(第一条関係)

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

十二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案
件が付託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正
する法律案

一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正
する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正す
る法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正
する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法
律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百一十五千円」を「百十七万円」
に、「九十二万二千円」を「九十五万八千円」に改
める。

第十六条を削る。

別表を次のように改める。

判 事	区 分						報 酬 月 額
	最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	東 京 高 等 裁 判 所 判 事	其 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	其 他 の 高 等 裁 判 所 判 事	
一 号	一、九八五、〇〇〇円	一、四四七、〇〇〇円	一、三八四、〇〇〇円	一、二八二、〇〇〇円	一、一五七、〇〇〇円	一、〇二五、〇〇〇円	
二 号	九五八、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	六三七、〇〇〇円			
三 号							
四 号							
五 号							
六 号							

判 事 補	簡 易 裁 判 所 判 事	報 酬 月 額	
		一 号	二 号
七 号		五七三、〇〇〇円	
八 号		五一八、〇〇〇円	
一 号		四一八、六〇〇円	
二 号		三七八、三〇〇円	
三 号		三五二、一〇〇円	
四 号		三三五、六〇〇円	
五 号		三〇一、三〇〇円	
六 号		二八四、三〇〇円	
七 号		二六四、七〇〇円	
八 号		二五四、〇〇〇円	
九 号		二二九、九〇〇円	
十 号		二二〇、三〇〇円	
十一 号		二〇六、六〇〇円	
十二 号		一九八、一〇〇円	
一 号		八一七、〇〇〇円	
二 号		七〇六、〇〇〇円	
三 号		六三七、〇〇〇円	
四 号		五七三、〇〇〇円	
五 号		四三九、七〇〇円	
六 号		四一八、六〇〇円	
七 号		三七八、三〇〇円	
八 号		三五二、一〇〇円	
九 号		三三五、六〇〇円	
十 号		三〇一、三〇〇円	
十一 号		二八四、三〇〇円	
十二 号		二六四、七〇〇円	
一 号		二五四、〇〇〇円	
二 号		二二九、九〇〇円	
三 号		二二〇、三〇〇円	
四 号		二〇六、六〇〇円	
五 号		一九八、一〇〇円	
六 号		八一七、〇〇〇円	
七 号		七〇六、〇〇〇円	
八 号		六三七、〇〇〇円	
九 号		五七三、〇〇〇円	
十 号		四三九、七〇〇円	
十一 号		四一八、六〇〇円	
十二 号		三七八、三〇〇円	
一 号		三五二、一〇〇円	
二 号		三三五、六〇〇円	
三 号		三〇一、三〇〇円	
四 号		二八四、三〇〇円	
五 号		二六四、七〇〇円	
六 号		二五四、〇〇〇円	
七 号		二二九、九〇〇円	
八 号		二二〇、三〇〇円	
九 号		二〇六、六〇〇円	
十 号		一九八、一〇〇円	
十一 号		八一七、〇〇〇円	
十二 号		七〇六、〇〇〇円	
一 号		六三七、〇〇〇円	
二 号		五七三、〇〇〇円	
三 号		四三九、七〇〇円	
四 号		四一八、六〇〇円	
五 号		三七八、三〇〇円	
六 号		三五二、一〇〇円	
七 号		三三五、六〇〇円	
八 号		三〇一、三〇〇円	
九 号		二八四、三〇〇円	
十 号		二六四、七〇〇円	
十一 号		二五四、〇〇〇円	
十二 号		二二九、九〇〇円	
一 号		二二〇、三〇〇円	
二 号		二〇六、六〇〇円	
三 号		一九八、一〇〇円	

附則
 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成二年四月一日から適用する。
 2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内私とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
 第九条中「六十万七千円」を「六十三万七千円」に改める。
 第十条を削る。
 別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

検 事	区 分		俸 給 月 額
	検 事 長	検 事	
東京高等検察庁検事長	一	一、四四七、〇〇〇円	
次 長	二	一、一八〇、〇〇〇円	
東 長	三	一、二八二、〇〇〇円	
東 次 長	四	一、一八〇、〇〇〇円	
東 検 事 長	五	一、一五七、〇〇〇円	
東 検 事	六	一、〇二五、〇〇〇円	
東 検 事	七	九五八、〇〇〇円	
東 検 事	八	八一七、〇〇〇円	
東 検 事	九	七〇六、〇〇〇円	
東 検 事	十	六三七、〇〇〇円	
東 検 事	十一	五七三、〇〇〇円	
東 検 事	十二	五一八、〇〇〇円	
東 検 事	十三	四一八、六〇〇円	
東 検 事	十四	三七八、三〇〇円	
東 検 事	十五	三五二、一〇〇円	
東 検 事	十六	三二五、六〇〇円	
東 検 事	十七	三〇一、三〇〇円	
東 検 事	十八	二八四、三〇〇円	
東 検 事	十九	二六四、七〇〇円	

副 検 事	附 則	
	一	二
十六号	十二月十八日日本委員会に左の案件が付託された。 (予備審査のための付託は十二月十二日)	二五四、〇〇〇円
十七号	一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	二二九、九〇〇円
十八号	二、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	二二〇、三〇〇円
十九号		二〇六、六〇〇円
二十号		一九八、一〇〇円
一号		五七三、〇〇〇円
二号		四三九、七〇〇円
三号		四一八、六〇〇円
四号		三七八、三〇〇円
五号		三五二、一〇〇円
六号		三二五、六〇〇円
七号		三〇一、三〇〇円
八号		二八四、三〇〇円
九号		二六四、七〇〇円
十号		二五四、〇〇〇円
十一号		二二九、九〇〇円
十二号		二二〇、三〇〇円
十三号		二〇六、六〇〇円
十四号		一九八、一〇〇円
十五号		一八五、一〇〇円
十六号		一七六、〇〇〇円

平成三年一月五日印刷

平成三年一月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P